

標 題：

鋼船規則検査要領等の一部改正について

NK テクニカル インフォメーション

No. : 196

Date : 平成 8 年 6 月 28 日

各位

1996 年 6 月 28 日付けで下記要領が改正され、1996 年 9 月 1 日より施行されることとなりましたのでお知らせ致します。

詳細は、近々発行される「鋼船規則検査要領等の一部改正」をご参照ください。

1. 鋼船規則検査要領 C 編並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領の一部改正 (非常曳航設備のプロトタイプ承認関連)

20,000dwt 以上のタンカーにおいては、1996 年 1 月 1 日以降船首部及び船尾部に非常曳航設備を備えつけることが SOLAS 条約により要求されている。本会においても、非常曳航設備をタンカー等の特定の船舶に設備される特殊な艀装品として捉え、鋼船規則の改正を昨年行い、既に SOLAS の施行日に合わせ施行している。SOLAS 条約において、当該設備は、主官庁の認めるプロトタイプ試験に合格したものが要求されている。このため、今回、IMO が作成した MSC Circular 35(63)及びその取扱いに関する IACS の統一解釈に基づき非常曳航設備のプロトタイプの試験に関する規定及びその承認方法に関する規定を追加した。プロトタイプ承認試験の内容は、強度試験だけでなく、展開試験も含まれ、また、承認を得た非常曳航設備の個々の製品に対する試験内容も別に定めている。

2. 船用材料・機器等の承認及び認定要領の一部改正 (量産承認関連)

量産承認機器の構成部品も量産品の取扱いが可能となるよう改正した。

量産承認機器を製造する事業所の品質管理状況の定期的審査は事業所規則によりカバーされるので、「船用材料・機器等の承認及び認定要領」の量産承認機器に関する規定のうち品質管理関連規定は不要となったため削除した。従って、当該事業所の品質管理状況の審査は、事業所規則による 1 年毎の定期審査及び 3 年毎の更新審査により実施されることになる。

以上

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524